

令和4年8月3日からの大雨により家屋被害を受けられた方へ

被災者支援の手引き

この手引きの趣旨と注意点

この手引きは、被災された市民の方が生活や事業の再建を進める際に参考としていただくため、市による支援制度を取りまとめたものです。

新潟県による支援制度は掲載していませんのでご注意ください。

新潟市

※この手引きには、令和4年9月6日現在の情報を掲載しています。

今後、支援策が追加された場合は随時追加いたしますので、新潟市 HP をご確認ください。

目 次

被災者生活再建支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

新潟市小災害見舞金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

経済面の支援

住宅等の再建に関する助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

生活、住宅等の再建に関する貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

市税に関する特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

医療・福祉関連の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

その他の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

事業者向け支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

被災者生活再建支援制度

(注) 8月25日現在の情報を掲載しています。

ご自宅が被災された方々に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

1 対象世帯

住宅が床上浸水被害を受け、その居住地に住民登録がある世帯
※店舗併用住宅の場合、店舗内の床上に浸水しても住宅の床上に浸水していない場合は対象外となります。

2 手続きできる方

世帯主または代理人（原則として同一世帯の方）

3 支給額

〔 単身世帯：225,000円 複数世帯：300,000円 〕

支給決定後、指定の銀行口座に振り込みます。

4 受付期間

9月1日（木）～9月30日（金）午前8時30分～午後5時30分まで

※土日、祝日は除く

5 手続き方法

居所の住所地の区役所健康福祉課にて、以下の書類を持参のうえ、手続きができます。

① 罹災証明書（ふるまち庁舎税制課で発行）

② 世帯全員記載の住民票（区民生活課または窓口サービス課、出張所、連絡所、行政サービスコーナーで発行）

※住民票は、続柄・本籍省略のもの

6 問い合わせ先

新潟市福祉部福祉総務課 TEL：025-226-1170

新潟市小災害見舞金制度

(注) 8月25日現在の情報を掲載しています。

災害救助法などが適用されない小規模な災害が発生した場合に、被災者世帯に対して見舞金を支給します。

※対象となる災害：30以上の世帯が床上浸水した場合 など

1 対象世帯

住家（居住のために使用されている建物）を対象とし、床上浸水等の被害を受けた世帯

※店舗併用住宅の場合、店舗内の床上に浸水しても住宅の床上に浸水していない場合は対象外となります。

2 支援内容

支給額は下表のとおり（世帯人数に応じた金額を支給）

(単位：円)

	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
半壊、半焼又は 床上浸水	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を加算する

※見舞金は原則として世帯主に支給します。

※本制度における申請は不要です。被災者生活再建支援制度に申請していただくことをもって見舞金を支給します。

※世帯人数の算定にあたっては、生計を一にしている実際の生活単位により算定します。

3 問い合わせ先

新潟市危機管理防災局防災課 TEL：025-226-1143

経済面の支援

住宅等の再建に関する助成

(注)8月25日時点の情報を掲載しています。

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
住宅嵩上げ工事助成	助成	●助成対象者：市内に住宅を所有する方 ●対象住宅：平成10年6月4日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域に存する住宅	助成率：1/2 上限額：100万円	下水道計画課	025-226-2982
駐車場嵩上げ工事助成	助成	●助成対象者：市内に駐車場（住居と同一敷地内にあり、居住者自らが使用する駐車場）を所有又は使用する方 ●助成区域：浸水被害（床上・床下・車庫浸水）が発生した、または発生する恐れがある区域	助成率：1/2 上限額：10万円	北区にお住まいの方 北下水道分室 東区・中央区・江南区にお住まいの方 東部地域下水道事務所 排水設備係 秋葉区にお住まいの方 秋葉下水道分室 西区・南区・西蒲区にお住まいの方 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-387-1825 025-281-9562 0250-25-5810 025-370-6372
防水板設置等工事助成	助成	●助成対象者：市内に家屋・店舗・事務所等を所有または使用する方 ●助成区域：浸水被害（床上・床下・店舗・車庫浸水）が発生した、または発生する恐れがある区域の家屋・店舗・事務所等	助成率：1/2 上限額：50万円（建物1棟当たり）	北区にお住まいの方 北下水道分室 東区・中央区・江南区にお住まいの方 東部地域下水道事務所 排水設備係 秋葉区にお住まいの方 秋葉下水道分室 西区・南区・西蒲区にお住まいの方 西部地域下水道事務所 普及推進室	025-387-1825 025-281-9562 0250-25-5810 025-370-6372

生活、住宅等の再建に関する貸付 ※返済が必要です

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
災害備蓄資金	貸付	住宅部分が床上浸水で家財に大きな被害を受けた世帯。被災当時、新潟市に住所を有していた世帯。（所得制限あり）	貸付限度額…150万円 償還期間…10年（うち貸付利率据置期間3年） 償還方法…年賦 元利均等償還 貸付利率…保証人を立てる場合は年0%、保証人を立てない場合は年1%	福祉総務課	025-226-1170
母子父子寡婦福祉資金（生活資金）	貸付	母子家庭又は父子家庭となつて7年未満の母又は父	生活の安定・継続に要する資金を貸し付けます。 【貸付限度額】月額10万5千円×3ヶ月 【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後8年以内	こども家庭課	025-226-1201

母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	家屋の補修・保全・住宅の建設・購入に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】200万円 【貸付利率】無利子又は年利1.0% (連帯保証人の有無による) 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後7年以内	こども家庭課	025-226-1201
母子父子寡婦福祉資金 (転宅資金)	貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	住居の移転に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】26万円 【貸付利率】無利子又は年利1.0% (連帯保証人の有無による) 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後3年以内	こども家庭課	025-226-1201

市税に関する特例措置

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
市税の減免	減免	災害により被害を受けた方	災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額する制度。納期限までの申請が必要となる。	【個人市民税】 財務部市民税課	025-226-2245 (中央区・南区) 025-226-2365 (東区・江南区) 025-226-2370 (西区・西浦区) 025-226-2375 (北区・秋葉区)
納税の猶予	猶予	災害により被害を受けた方	災害により被害を受け納税が困難となった場合に、申請により最大1年間、税額を分割して納められる制度。猶予が認められた場合は、猶予期間中の延滞金の全部、又は一部が免除される。	【固定資産税・都市計画税】 財務部資産税課 財務部納税課	025-226-2266 025-226-2310 025-226-2305
法人市民税・事業所税の申告・納税等の期限の延長	期限延長	災害により被害を受けた法人	災害により定められた期限までに申告・納税等ができない場合に、期限を延長する制度。災害発生の日(令和4年8月3日)以後に期限が到来する申告・納税等について期限を延長。	財務部市民税課	025-226-2249

医療・福祉関連の特例措置

支援助成名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
小児慢性特定疾病医療費助成に係る手続きの簡素化	要件緩和	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者	被災したことを原因として受給者証の提出ができない場合、受給者証の交付を受けている者であること、医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認すること、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	こども家庭課	025-226-1205
養育医療受診に係る手続きの簡素化	要件緩和	養育医療券の交付を受けている者	被災したことを原因として養育医療券の提出ができない場合、養育医療券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認すること、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。	こども家庭課	025-226-1205
障害福祉サービス等に係る利用者負担額の減免	減免	障害福祉サービス等の利用者	障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に係る利用者負担額を一定期間減免します。	障がい福祉課	025-226-1247
療養介護医療に係る利用者負担額の減免	減免	療養介護利用者	療養介護医療に係る利用者負担額を一定期間減免します。	障がい福祉課	025-226-1247
新潟市重度障がい者医療費助成の支給制限解除	要件緩和	医療費助成受給者	被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）のおおむね1/2以上の被害を受けた場合に、所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。	障がい福祉課	025-226-1239
自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取り扱い	要件緩和	自立支援医療受給者	自立支援医療受給者証を掲示できない場合において、氏名、生年月日及び住所を確認できることにより指定自立支援医療機関を受診できます。また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載されている指定自立支援医療機関の名称が異なる場合でも、事後に支給認定の変更を行うことができます。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	【育成医療】 こども家庭課 【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課	【育成医療】 025-226-1205 【更生医療・精神通院医療】 025-226-1239
自立支援医療に係る自己負担額の減免	減免	自立支援医療受給者	被災した自立支援医療世帯所得動員対象者の所得状況の変化に応じた所得区分を適用する等、適宜の方法により世帯所得動員対象者の負担を軽減します。	【育成医療】 こども家庭課 【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課	【育成医療】 025-226-1205 【更生医療・精神通院医療】 025-226-1239

補装費の減免	減免	補装具利用者	被災した補装具費支給対象者が又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用すること等、適宜の方法により補装具費支給対象者がい者等の負担を軽減します。	障がい福祉課	025-226-1239
母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)	期間延長	災害により被害を受けた方	災害により、全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、その据置期間を貸付の日から2年を認めない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、厚生労働大臣が定める期間延長することができます。	こども家庭課	025-226-1201
母子父子寡婦福祉資金の連約金不徴収	免除	災害により被害を受けた方	支払期日までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは連約金を徴収しないことができます。	こども家庭課	025-226-1201
母子父子寡婦福祉資金の支払猶予	猶予	災害により被害を受けた方	災害、盗難、疾病、廃病、負債その他やむを得ない理由により、借主が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは支払いを猶予します。ただし、連帯借主がいる場合で、連帯借主が償還金を支払うことができると認められる場合はこの限りではありません。	こども家庭課	025-226-1201
寡婦福祉資金の所得制限適用除外	要件緩和	災害により被害を受けた方	災害により、生活の状況が著しく窮迫していること認められる場合は、現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦であっても、所得制限を適用しません。	こども家庭課	025-226-1201
特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の支給制限解除等	要件緩和	手申請予定者、受給者	被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格(災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く)のおおむね1/2以上の被害を受けた場合に、所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。また、請求書又は届書の提出に際して、添付する書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類等を添えて提出することができるようになります。	障がい福祉課	025-226-1239
在宅重度重複障がい者介護員舞金支給制限解除	要件緩和	在宅重度重複障がい者介護員舞金受給者	被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格(災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く)のおおむね1/2以上の被害を受けた場合に、所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。	障がい福祉課	025-226-1239

心身障がい者扶養共済制度	減免	心身障がい者扶養共済制度加入者	被災した心身障がい者扶養共済制度加入者が災害を理由として市民税の減免を受けている場合、被災状況によりその掛金の額を減免します。	障がい福祉課	025-226-1239
後期高齢者医療保険料の減免等	減免・猶予	後期高齢者医療制度被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で、保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所 区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ・新潟県後期高齢者医療広域連合 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1081 ・新潟県後期高齢者医療広域連合：025-285-3222
後期高齢者医療一部負担金の減免等	減免・猶予	後期高齢者医療制度被保険者	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で、医療機関を受診した際に支払う一部負担金の支払いが困難となった方について、一定期間、一部負担金の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所 区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ・新潟県後期高齢者医療広域連合 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1081 ・新潟県後期高齢者医療広域連合：025-285-3222
国民健康保険料の減免等	減免・猶予	国民健康保険制度被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で、保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所 区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1085
国民健康保険一部負担金の減免等	減免・猶予	国民健康保険料の納付義務者	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で、医療機関を受診した際に支払う一部負担金の支払いが困難となった方について、一定期間、一部負担金の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所 区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1077
介護保険料の減免等	減免・猶予	第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で、保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。	・各区役所 区民生活課・窓口サービス課 ・介護保険課 ※手続きは各区役所になります	・各区役所：各窓口の番号 ・介護保険課：025-226-1269
介護保険に係る利用者負担額の減免等	減免	要介護被保険者若しくは要支援被保険者又はその属する世帯の世帯主	災害等により住宅等に著しい損害を受けた方で介護保険のサービスを利用したときの1～3割負担が困難となった方について、一定期間、利用者負担額を減免することができます。	・各区役所 健康福祉課 ・介護保険課	・各区役所：各窓口の番号 ・介護保険課：025-226-1273
国民年金保険料の免除制度	免除	国民年金第1号被保険者	災害等により被保険者等の住宅等がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づきその保険料を減免することができます。	・各区役所 区民生活課・窓口サービス課 ・保険年金課 ・年金事務所 ※手続きは各区役所・出張所（又は年金事務所）になります	・各区役所・出張所：各窓口の番号 ・保険年金課：025-226-1089 ・年金事務所：新潟西年金事務所 025-225-3008 新潟東年金事務所 025-283-1013

その他の支援

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
授業料の免除	減免	市立高等学校の生徒の保護者 (中等教育学校後期課程含む)	<p>・天災その他不慮の災害により、災害を受けた日以後の市町村民税の全額を免除された場合に申請により、授業料を減免する。(ただし授業料の請求がある者に限る)</p> <p>・災害等により、その世帯の総収入額が生活保護法に基づき保護基準額を下回る場合に申請により、授業料を減免する。(ただし授業料の請求がある者に限る)</p>	教育委員会学務課	025-226-3169

事業者向け支援 ※返済が必要です

支援制度名	区分	対象者	支援内容	問い合わせ先	連絡先
各種融資制度	貸付	市内で事業を営む中小企業者	<p>災害等により売上減少や資金繰りが悪化している中小企業者も利用できる融資制度があります。具体的な融資のご利用については取扱いの金融機関へご相談ください。</p> <p>※新潟県においても大雨被害に対応した融資制度を用意しています。詳細については県ホームページ (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chii_kishinko/sefu-net20220805.html) をご確認ください。</p>	商業振興課	025-226-1629

発行:令和4年9月6日(第2版)

編集:新潟市危機管理防災局

TEL 025-226-1146

FAX 025-224-0768

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町 602 番地 1